

6月23日(月)から29日(日)までは「男女共同参画週間」です

問 企画政策課 ☎37・6115



小城市民図書館に啓発コーナーを設置します

期間中に、小城市民図書館に啓発コーナーを設置し、男女共同参画に関連した本を紹介いたします。

この機会にぜひ男女共同参画について考えてみてはいかがでしょうか。



詳細はこちら

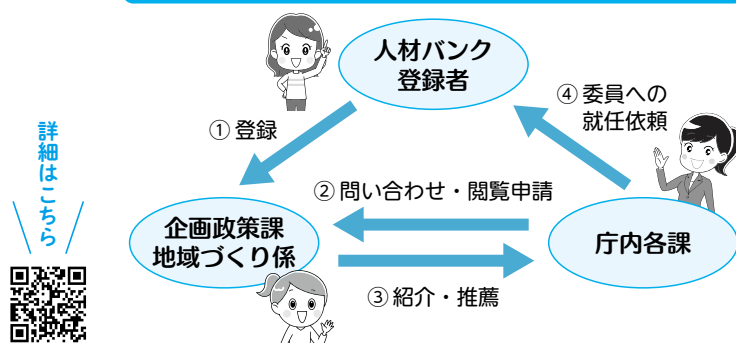


「誰でも、どこでも、自分らしく」

令和7年度キャッチフレーズ

お知らせ

女性人材バンク フロー図



女性人材バンク登録者を募集しています

市では、政策・方針決定過程（大切なことを決める場・審議会）への女性の参画を促進しています。小城市の女性の審議会への参画率は、32・6％であり、委員10人のうち女性は3人という現状です。

審議会での多様な視点を担保するためにも、あなたの経験、知識、やる気を市政や地域社会の発展に活かしてみませんか。

男女共同参画審議会委員を募集します

問 申 企画政策課 ☎37・6115

6月1日は「人権擁護委員の日」です

問 人権・同和対策室 ☎37・6136

市では、第4次小城市男女共同参画プラン（さくらプラン）の策定などについて審議していただく委員を募集します。

応募資格
18歳以上で小城市在住の人

任期
委嘱から2年間

謝金
5,100円/回

応募方法
応募用紙を郵送・メールまたは持参してください。

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として、全国で人権啓発活動に取り組みられています。

市では、人権擁護委員が、年間を通じ小学校などでの人権教室や、商業施設の街頭などで人権啓発の活動を行っています。

また、人権に関する相談窓口を毎月2回開設しています。

相談内容や秘密は固く守られますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

人権擁護委員とは 法務大臣の委嘱を受けて、地域の皆さんの人権が尊重されるように活動している民間のボランティアです。

常設人権相談		
毎月	場所	時間
第1火曜日	市役所別館 (ゆめりあ北側)	13時30分～ 15時30分
第3火曜日		

※第3火曜日は行政相談と合同開催です。

応募先

〒845-1851

(市役所専用番号)

小城市企画政策課 宛

応募期限 6月30日(月)

審査・選考

書類を審査し、結果を本人に通知します。

その他

会議に際し、一時保育を利用できます。

※応募用紙は市ホームページまたは企画政策課に準備しています。

公立佐賀中央病院 一般内覧会のお知らせ

問 多久小城医療組合 ☎20・0362



この度、小城市民病院と多久市立病院を統合した「公立佐賀中央病院」の施設が皆様のご協力により完成いたしました。7月の開院を目指して、市民の皆さんに向けた新病院の内覧会を開催します。事前の予約は不要ですので、どなたでも気軽ににお越しください。

日時

- ・6月21日(土) 13時～16時
- ・6月22日(日) 10時～15時

場所 公立佐賀中央病院
(多久市東多久町大字別府3562番地)

※雨天の場合も開催。

外来種を知っていますか

問 環境課 ☎37・6102



▲オオキンケイギク

皆さんは、「外来種」という言葉を聞いたことがありますか。外来種とは、人間の活動に伴って、それまで生息していなかった場所に持ち込まれた生き物です。

持ち込まれた後、日本の環境に適応し、地域の自然環境に影響を与える外来生物もいます。外来種のひとつで、道端や河川などで鮮やかな黄色い花を咲かせている植物を見かけたことはありませんか。一見コスモスに似ていますが、これは、オオキンケイギクといい、北アメリカ原産の多年草で、5月中旬から7月にかけて、道脇や河川などでよく見かけます。

オオキンケイギクは、繁殖力が強く、在来種（元々その地域にいる生物・植物）を駆逐し辺りの景観を一変させてしまう性質を持っており、外来生物法では「特定外来生物の指定」を受けています。

外来種被害予防3原則

「侵略的外来種による被害を予防するために」

① 入れない

悪影響を及ぼす恐れのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

② 捨てない

（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

③ 拡げない

（増やさないことを含む）既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

外来種が引き起こす問題

外来種の侵略性により生態系などで被害が発生することを「外来種問題」といいます。

① 生態系への被害

オオキンケイギクと同様で、在来種が追いやられるなど自然のバランスが崩れてしまうことがあります。

② 人の健康への被害

毒を持っていたり、かまれたりすることにより、私たちの健康に危険が及ぶことがあります。

③ 農林水産への被害

野菜や果物、漁業の対象となる魚などの生き物が食べられ、私たちの生活に影響を与えることがあります。

かわいくても

アライグマは、アニメの影響によりペットとして日本に持ち込まれた後に、飼育ケージから逃げ出し野生化した、飼いきれなくなつて捨てられたなど、日本各地で繁殖して小城市内でも目撃されています。

現在では、ペットとして飼養が禁止されています。

楽しくても

ブラックバスやブルーギルなどは特定外来生物に指定されています。この特定外来生物は、法律において飼育、運搬、保管、野外に放つ行為などが禁止されています。もし違反した場合は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科せられます。

また、佐賀県では、条例（佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく移入規制種の指定）によって釣り上げたブラックバスやブルーギルなどのリリースも禁止しています。

詳細はこちら



令和7年10月1日から指定ごみ袋などの価格を改定します

問 廃棄物中継センター ☎37・6145

品目	価格（税込）	
	改定前	改定後
燃えるごみ袋（大）10枚入り	400円	450円
燃えるごみ袋（中）10枚入り	250円	300円
燃えるごみ袋（小）10枚入り	150円	200円
粗大ごみ戸別収集手数料1戸につき	—	500円

市では、これまで指定ごみ袋などの料金の価格維持に努めてきましたが、近年の社会情勢の変化によるごみ処理費用の増加、指定ごみ袋作製に係る原材料価格の高騰に伴い、令和7年10月1日から指定ごみ袋などの価格を改定します。

市民の皆さんにはご負担をおかけしますが、今後もごみの分別および減量化にご理解とご協力をお願いします。

粗大ごみ収集を依頼する場合

〈処理手数料〉500円または1,000円/個
〈収集手数料〉500円/戸

市に申込む
500円/個 シールをもらう
（※一部1,000円/個があります）

追加で、1戸につき収集手数料500円が発生します。



※指定ごみ袋の形状や色、大きさなどの変更はありません。

※粗大ごみ戸別収集手数料は、令和7年10月1日以降の粗大ごみ収集申込みから、新たに1戸の申込みにつき500円の料金が追加で発生します。

※戸別収集手数料は、1戸の申込みに対して発生しますので、1個申請されても5個申請されても500円となります。

※なお、粗大ごみを廃棄物中継センターへ直接持ち込みされた場合は、戸別収集手数料は発生しません。

資源物の団体回収を行ってみませんか

問 環境課 ☎37・6102

市では、自主的に資源物回収を行い、ごみ減量化および再資源化に意欲的な団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

対象団体

市内の住民のみで構成される営利を目的としない市内団体（行政区、子どもクラブなど）

※事前に環境課へ回収団体登録申請が必要です。

補助金額

・新聞紙、雑誌、雑紙、段ボール、古布、アルミ缶
… 5円/kg

・一升瓶、ビール瓶
… 5円/本

※雑紙とは、お菓子などの紙箱や包装紙、封筒、はがき、メモ用紙などです。小さな雑紙や不揃いなものは、封筒や紙袋に入れて出すことができます。

資源物の売却代金と市からの補助金が団体の収入となり、その活動を通じて住民同士の交流も行われています。ぜひご活用ください。

（売却代金と補助金の例）

品目	数量	売却単価	売却代金①	補助単価	補助金額②	合計①+②
新聞紙	800kg	3円/kg	2,400円	5円/kg	4,000円	6,400円
雑誌	800kg	3円/kg	2,400円	5円/kg	4,000円	6,400円
段ボール	600kg	3円/kg	1,800円	5円/kg	3,000円	4,800円
アルミ缶	200kg	80円/kg	16,000円	5円/kg	1,000円	17,000円
合計	2,400kg	—	22,600円	—	12,000円	34,600円

戸籍にフリガナが記載されます

問 法務省コールセンター（5月26日(月)から受付） ☎0570・05・0310／市民課 ☎37・6100

—— 令和7年5月26日から ——
戸籍にフリガナが記載されます

**フリガナの通知を
必ず確認しよう!**

本籍地の市区町村長から
氏名のフリガナの通知が
送られてくるよ!
フリガナが誤っていたら
令和8年5月25日までに
届出をしてね!

戸籍管理システム（コンピュータ）
（2025年5月）

制度の情報はこちら
（PDF、フラッシュ、図）

法務省民事局

改正戸籍法が令和7年5月26日に施行され、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。施行後3カ月以内に本籍地の市区町村から氏名のフリガナの通知（はがき）が送付されますので、ご確認をお願いいたします。通知のフリガナが正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。通知に記載されているフリガナが誤っている場合は、施行後1年以内（令和8年5月25日(月)まで）に届出をお願いします。

なお、フリガナの届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

※詐欺にご注意ください。
フリガナの届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。

詳細はこちら

法務省
ホームページ

小城市
ホームページ

公共下水道供用開始のお知らせ

問 下水道課 ☎37・6122

6月13日(金)から、次の行政区の一部が供用開始区域（下水道を使用できる区域）となり、家庭からの生活雑排水を公共下水道に流すことができるようになります。

対象行政区
三日月町の本告・久米・甘木

宅内排水設備工事 下水道を使用するためには、宅内排水設備工事が必要です。市が指定している「排水設備指定工事店」に依頼し、市へ届け出を行った後に工事を行ってください。

工事費用 宅内排水設備にかかる費用は、個人負担となります。

補助制度 排水設備工事にかかる費用の負担を少しでも軽減できるように、次のような制度を設けています。

- ・下水道等宅内改造積立金補助金交付制度
- ・水洗便所等改造資金利子補給金交付制度

下水道供用開始となった区域内の家庭は、早めの接続をお願いします。

（個人で設置、管理します） （市が設置、管理します）

会計年度任用職員を募集します（文化課）

問 文化課（桜城館 2階） ☎71・1132

任用期間
令和7年7月1日～
令和8年3月31日

申込方法
市が指定する様式「小城市会計年度任用職員採用試験申込書」を使用してください。
※様式は市ホームページからダウンロードまたは文化課（桜城館 2階）に備えてあります。

申込期間
5月20日(火)～
6月10日(火)

選考方法
文化課で面接を行います。日時や場所などの詳細は、応募後にお知らせします。

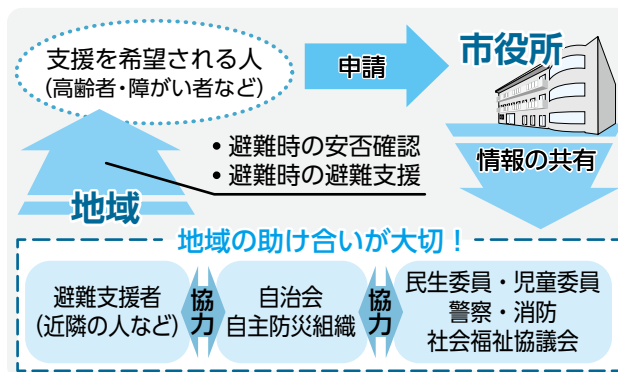
合格発表
試験実施後、速やかに文書でお知らせします。

募集職種・採用人数・業務内容・勤務条件

職種	採用予定	主な業務内容	勤務条件	支給単位	報酬など	資格・免許などの条件	勤務場所
一般事務補助	1人	事務全般	月～金曜日のうち4日間 8時30分～16時45分 通勤手当有り（2km～）	月額	137,628円 翌月21日 払い	Excel、Wordなど パソコンの基本操作が できること	文化課
一般事務補助 （文化財調査 補助員）	1人	土器などの整理業務 土器などの 図面作成・製図業務	月～金曜日のうち3日間 8時30分～16時15分 通勤手当有り（2km～）	日額	7,975円 翌月15日 払い	図面作成や製図などの 細かな作業ができる人	

避難行動要支援者の登録にご協力ください

問 高齢障がい支援課 ☎37・6108



避難行動要支援者とは
市内に在宅で生活している人で、主に要介護1から5までの認定を受けている高齢者や障がい者を対象としています。

災害時に自ら避難することが困難な人を避難行動要支援者として登録することにより、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、民生委員、区長、警察、消防などへの情報提供を行います。

お知らせ

田んぼダムに取り組んでいます

問 農村整備課 ☎37・6127



田んぼダムとは
田んぼの排水口に切り込みの入った堰板^{せきいた}を設置し、一時的に雨水を貯め、排水路などの急激な水位上昇を防ぐことで、浸水被害を軽減するものです。

市では、令和5年度から田んぼダムに取り組んでいます。主に市内の上流地区において田んぼダムへの協力をいただいています。
今後も引き続き取り組みを継続し、小城市全体で浸水被害軽減に努めていきます。

災害への備え!!

市では災害時において、防災行政無線のほかに下記の方法で情報配信を行っています。市民の皆さんの登録をお願いします。

メール・電話・FAXを使った災害情報配信サービスを行っています。

気象警報や避難情報などの「災害情報」の提供を行います。
詳細は、防災対策課（☎37・6119）までお問い合わせください。

メールのみの場合は、下記のアドレスに空メールを送って登録できます。

✉ bousai.ogi-city@raidan2.ktaiwork.jp こちらからも登録できます▶

利用するには
登録が必要です



小城市防災行政無線が聞こえなかったら・・・

防災行政無線の放送が聞こえなかった場合、放送から3時間以内であれば電話で聞き直すことができます。

☎73・9238

市LINE公式アカウントで、防災行政無線の放送内容を確認できます。

※友だち追加後にメニューの「受信設定」から「防災行政無線」を選択してください。



全国消防
イメージ
キャラクター
「消太」

国保への切り替え手続きはお早めに！

問 国保年金課 ☎37・6101

退職などで職場の健康保険の資格を喪失した人は、健康保険の切り替え手続きが必要です。
(マイナンバーカードを保険証として利用されている人も手続きが必要です)

退職などで職場の健康保険の資格を喪失した人

家族の扶養に入る

扶養に入れる条件は
家族の勤務先にお問
い合わせください。



試算後の加入をおススメします！

国保は前年の所得によって保険税が決まります。任意継続の保険料と国保税の試算結果を参考に、どちらの健康保険に加入するかご確認ください。

【問合せ先】

- ・国保税の試算 ⇒ 税務課 (☎37・6103)
- ・任意継続の保険料 ⇒ 全国健康保険協会佐賀支部 (☎27・0611)
または加入されている組合

自動的に切り
替わりません！
手続きが必要です。



国保へ加入する

退職日の翌日から14日以内に手続きをしてください。

◆必要書類

- ・事業所が発行した資格喪失証明書
※扶養者がいない場合は離職票でも可
- ・本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・マイナンバーが分かるもの (世帯主および加入者すべて)

【問合せ・手続き先】 国保年金課 ☎37・6101

任意継続被保険者制度に加入する

退職日の翌日から20日以内に手続きをしてください。(加入期間最長2年)

※期限を過ぎると手続きができなくなります。
※詳しい加入条件は、勤務先にご確認ください。

【問合せ・手続き先】

加入されている健康保険者



就職などで職場の健康保険に加入する場合

届出をしないと国保税は課税され続けます。
14日以内に手続きをしてください。

◆必要書類

- ・社会保険資格取得日が分かるもの (全員分)
 - ・資格情報のお知らせ
 - ・資格確認書
- ・資格取得証明書
- ・マイナポータル保険証情報画面
- ・国保の保険証または資格確認書
- ・マイナンバーが分かるもの (世帯主および喪失者すべて)

学生で市外に転出する場合

市外に住所を移しても小城市の国保に継続して加入できます。※毎年の届出が必要です。

◆必要書類

- ・学生証の写しまたは在学証明書
※4月から入学する人は入学が確認できるもの
- ・国保の保険証または資格確認書
- ・マイナンバーが分かるもの
(世帯主および転出する学生)



市が所有する財産を一般競争入札により売却します

問 申 財政課 ☎37・6117

詳細はこちら



詳細は、市ホームページをご覧ください。
たたくか、財政課へお問い合わせください。

申込受付期間
5月21日(水)～
6月9日(月)



・塵芥車 1台
(平成20年式)



・バス 1台
(平成17年式)

高齢者の带状疱疹予防接種のお知らせ

健康福祉課 ☎37・6106

令和7年度から高齢者带状疱疹ワクチンの接種費用の助成がはじまりました。

対象者には4月に、はがきを送付しています。

接種期限

令和8年3月31日(火)

※期限を過ぎると全額自己負担となります。

対象者

次の①、②のいずれかに該当し、接種を希望する人

①令和7年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳以上となる人(令和7年度から令和11年度までの経過措置)

②接種日に60歳以上65歳未満であり、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある人

(身体障害者手帳1級程度)

※ただし、過去に带状疱疹ワクチンを自費で接種をしたことがあり、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる場合は対象外となります。

ワクチンの種類

次の①、②のいずれか

①生ワクチン(1回接種)

②組換えワクチン(2回接種)

費用(自己負担額)

①生ワクチン 2,500円

②組換えワクチン

6,400円(1回あたり)

※医療機関でお支払いください。

生活保護受給者には費用免除があります。

助成回数

どちらかのワクチンに限り、生涯一度限り(組換えワクチンは2回で一度とみなします)となります。

※令和7年度対象の人は、現時点では、来年度以降の補助の対象外となりますので、今年度中の接種をご検討ください。

医療機関へ持参するもの

- ・本人確認書類
- ・対象者に送付しているはがき
- ・生活保護受給者は証明書

〈令和7年度対象者〉

年齢	生年月日
65歳	昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日生
70歳	昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日生
75歳	昭和25年4月2日～ 昭和26年4月1日生
80歳	昭和20年4月2日～ 昭和21年4月1日生
85歳	昭和15年4月2日～ 昭和16年4月1日生
90歳	昭和10年4月2日～ 昭和11年4月1日生
95歳	昭和5年4月2日～ 昭和6年4月1日生
100歳以上	大正15年4月1日生 以前

詳細はこちら



- ・60歳以上65歳未満の人は身体障害者手帳
- ・予診票(市外で接種する人)

※市内の医療機関には予診票を準備しています。

※市外の医療機関で接種を希望する人は、医療機関へ予約後、予診票を健康福祉課、各保健福祉センター・健康スポーツセンターまたは市民課各出張所でお受け取りください。

接種場所

県内の指定医療機関

一部の医療機関で接種できない場合がありますので、医療機関にご確認ください。

市内の接種できる医療機関は、市ホームページに掲載しています。

高齢者の肺炎球菌予防接種のお知らせ

健康福祉課 ☎37・6106

令和7年度の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者は次のとおりです。

対象者には65歳になる月に、はがきを送付しています。

接種期間

65歳になってからの1年間

※66歳からは全額自己負担(8,000円程度)となります。

対象者 次の①、②のいずれかに該当し、接種を希望する人

※ただし、過去に肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)を自費・公費問わず接種をしたことがある人は対象外となります。

①接種日に65歳の人

②接種日に60歳以上65歳未満であり、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある人

(身体障害者手帳1級程度)

接種回数

1回

費用(自己負担額)

2,500円

※医療機関でお支払いください。生活保護受給者には費用免除があります。

詳細はこちら



赤ちゃんを先天性風しん症候群から守るために

問申 こども家庭課 ☎37・6107

妊婦の風しん感染を予防し、
*「先天性風しん症候群」の発症を
防ぐために、風しん抗体検査・
予防接種を助成します。

※「先天性風しん症候群」とは、
妊婦が風しんに感染すること
で、生まれてくる赤ちゃんの
心臓・目・耳などに障がい
を起こすことをいいます。

接種期限

令和8年3月31日(火)

対象者 次の①、②のいずれか
に該当する人

- ① 妊娠を希望する女性
- ② 風しん抗体価の低い妊婦の同
居者

※ただし、「過去に風しんの抗体
検査を受けたことがある人」
「明らかに1回でも風しんの
予防接種履歴がある人」「検査
で確定診断を受けた風しんの
既往歴がある人」は対象外と
なります。

助成内容

- ・ 風しん抗体検査の費用
- ・ 風しん抗体検査の結果、風し
ん抗体価が低かった人の予防
接種の費用

助成回数

1人1回のみ

助成方法

① こども家庭課に事前申請が必
要です。

- ・ 本人確認ができる書類
(マイナンバーカードなど)
- ・ 母子健康手帳
- ・ 風しん抗体検査結果
- ② 申請後、医療機関に予約し、
受診票または予診票を持って
受診します。

接種できる医療機関

県内の医療機関であれば受け
ることができますが、一部の医
療機関では受けることができな
い場合があります。必ず、事前
に医療機関にご確認ください。



詳細はこちら

第十二回特別弔慰金のお知らせ

問申 健康福祉課 ☎37・6106

日本の平和と繁栄の礎となっ
た戦没者等の尊い犠牲に思いを
いたし、国として改めて弔慰の
意を表すため、戦没者等のご遺
族に特別弔慰金が支給されます。

対象者

戦没者等の死亡当時の遺族で、
令和7年4月1日において公務
扶助料や遺族年金などを受ける
人がいない場合に、次の順番に
よる先順位の一人の遺族に支給
されます。

- ① 令和7年4月1日までに弔慰
金の受給権を取得した人
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、
兄弟姉妹
- (戦没者等の死亡当時、生計
関係を有していることなどの
要件を満たしているかどうか
により、順番が入り替わりま
す)
- ④ 前記①から③以外の戦没者等
の三親等内の甥、姪などの親
族
- (戦没者等の死亡時まで引き
続き1年以上生計関係を有し
ていた人に限定されます)

支給内容

額面275,000円
(5年償還の記名国債)

請求期間

令和7年4月1日～
令和10年3月31日

(請求期間を過ぎると第十二回
特別弔慰金を受けることができ
なくなりますので、ご注意ください)

請求に必要な書類

健康福祉課窓口で配布する書
類

- ・ 請求書
- ・ 現況申立書

ご準備いただく書類

- ・ 請求者の戸籍抄本
- ・ 本人確認書類
- ・ その他書類

請求者の状況に応じて必要な
書類が異なります。詳細は健康
福祉課地域福祉係にお問い合わ
せください。

令和7年度
予算総額

265億9,160万円

(対前年度比プラス6.4%、16億957万円の増)

令和7年度当初予算は、4月に市長の任期が満了することを踏まえ、支出が義務付けられている経費などを中心とした「骨格予算」として予算編成しましたが、小城市民病院の閉院に伴う経費などにより、前年度から増額となりました。

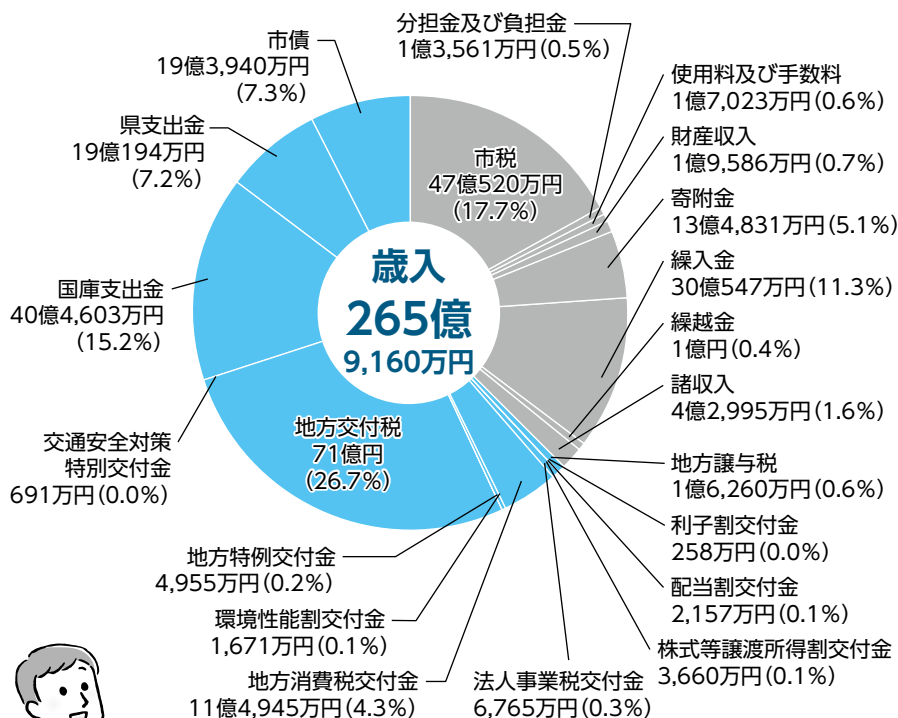


令和7年度
小城市
予算

歳入

市民のニーズに応じた自主性の
ある行政サービスを安定して提供
できる財政基盤を築くためには、
一般的に「自主財源」の割合が高い
ほど望ましいと考えられています。

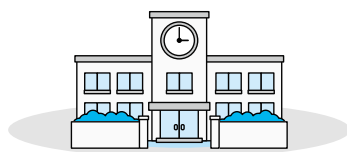
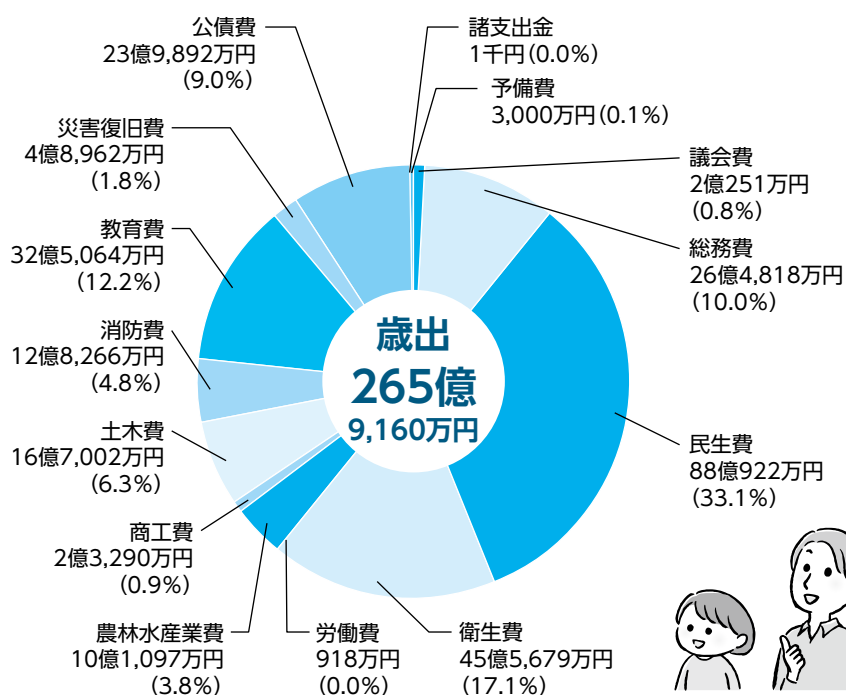
市の歳入総額265億9,160万
円のうち、「自主財源」が占める割
合は100億9,063万円で37.9%、
「依存財源」が165億97万円で
62.1%となっており、国や県から
もらえるお金や借金に頼った構造
といえます。



■ 自主財源…市が自ら徴収することができるお金のこと。市税や施設の使用料、各種手続きの手数料など。
■ 依存財源…国や県から交付されるお金や市の借金のこと。地方交付税や補助金、市債など。

歳出

民生費(市民の生活と安定した社
会生活を保障するための経費)、教育
費(小・中学校、公民館事業など
に関する経費)など、その目的によって
分類した歳出となっています。



※グラフの()内は構成比。構成比は、端数処理の関係上、一致しない場合があります。

※数字の単位未満は、四捨五入しており、合計の数字と内訳の計とが一致しない場合があります。

小城市広報

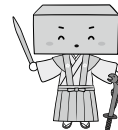


2025年6月号

14

今年度の主な事業

令和7年度の主な事業を紹介します
(小城市総合計画の政策別)



政策1 住みたい！と思う 笑顔が集まるキレイなまち

廃棄物中継センター施設整備事業

5,780万1千円

廃棄物中継センターの老朽化や安全性の低下を解消するため、必要な施設整備の実施設計などの業務を行います。

市営住宅維持管理事業

1億4,941万6千円

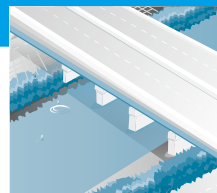
市営住宅における良質な住環境を提供するため、西新町団地の外壁等改修工事（2期）を行います。

政策2 安全に みんなが行き交うまち

橋りょう補修事業

1,855万円

交通の円滑化を図るため、老朽化している橋りょうの補修工事や架け替え工事などを行っており、令和7年度は橋りょう架け替えに伴う家屋事後調査業務を行います。



政策4 みんなが健やかで 生きがいを感じるまち

定期予防接種事業（B類疾病）

8,265万7千円

個人の疾病の発症や重症化およびそのまん延を予防するため、定期予防接種を実施します。令和7年度から带状疱疹定期予防接種を追加します。

生涯学習センター管理事業

7億5,021万4千円

市民交流・生涯学習の拠点施設としての環境を整えるため、老朽化に伴う改修事に合わせて、再生可能エネルギー設備などを導入する工事を行います。

政策6 子どもが自分らしく 笑顔で育っていけるまち

子どもの医療費助成事業

2億3,898万3千円

疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、子どもの医療費を助成します。令和7年度から対象年齢を18歳年度末までに拡充します。

こども家庭センター運営事業

765万5千円

すべての子どもとその家庭および妊産婦らに関し、切れ目のない包括的な支援の充実を図るため、こども家庭センターを設置します。

放課後児童健全育成事業

2億2,190万2千円

保護者が仕事と子育ての両立ができ、また放課後に児童が安全で健やかに過ごせる居場所を提供するため、令和7年度は放課後児童クラブを芦刈観瀾校に1クラブ増設するとともに、学校敷地外にある桜岡第4クラブを学校敷地内に整備します。

小学校施設改善事業

1億9,973万4千円

小学校施設の環境改善を図るため、岩松小学校の屋根・外壁改修工事を行います。

政策10 ひとりひとりの力を合わせて防犯・防災 安心して暮らせるまち

防災行政無線維持管理運営事業

4億3,122万3千円

風水害、火災などの防災・減災情報や市民生活に関わる行政情報などを市民へ迅速に情報伝達するため、デジタル防災行政無線（同報系）システムの整備工事を行います。

牛津川遊水地事業

2,776万9千円

国が実施する牛津川遊水地整備にあたり、家屋移転が必要となることから、集団移転先となる代替地周辺道路などの改修工事を行います。

・満神鉱害ポンプ排水施設維持管理事業 ・芦刈鉱害排水機場維持管理事業

2億822万3千円

2億1,403万5千円

豪雨などによる内水の排水不良を原因とする水害を未然に防止するため、各排水機場ポンプ設備などの改修工事を行います。

